

## ○ 連合農学研究科指導教員等の任用についての原則

〔平成元年11月1日〕  
代議委員会

(最終改正日 令和4年5月13日)

平成元年4月1日付で構成大学人事課の申し合せとして定めた「連合農学研究科の担当発令及び担当教員に係る俸給の調整額の取り扱い並びにこれらに係る事務手続きについて」の記第1「研究科の担当発令」に基づく指導教員等の任用については当分の間、下記の原則によることとする。

### 1. 指導教員任用の原則

- (1) 指導教員は、代議委員会で選定し研究科委員会の承認を得て指名する。
- (2) 主指導教員は、学生の志望を考慮して決定する。
- (3) 副指導教員のうち1人は、主指導教員の属する大学の教員をもって充て、他の1人は、主指導教員の属する大学以外の構成大学（以下「他の構成大学」という。）の教員で主指導教員になり得る教員をもって充てる。
- (4) 副指導教員は、主指導教員が研究指導上必要と認めた場合は、専攻を超えて充てることができる。

### 2. 指導教員を補助する教員の任用の原則

- (1) 指導教員を補助する教員（以下「補助教員」という。）は、学生1人につき1人まで配置できるものとする。
- (2) 補助教員は、主指導教員の属する大学の助教又は主指導教員と日常的に接触が保たれる状態にある他の構成大学の助教の中から、代議委員会で選定し研究科委員会の承認を得て指名する。  
ただし、指導教員として担当発令した助教は、補助教員を兼ねることはできない。